

令和3年度

南房総市農林水産物利用促進事業補助金（直売所用）

—手引き—

令和3年4月

南房総市農林水産部農林水産課地域資源再生室

TEL 0470-33-1073

FAX 0470-20-4592

Mail [shigen@city.minamiboso.lg.jp](mailto:shigen@city.minamiboso.lg.jp)

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の流行により売上げが落ち込んでいる市内の農林水産物の販売促進を図るとともに直売所の集客効果を高めるため、農林水産物直売所が行うイベント及びキャンペーンの経費の一部を補助します。

## 2 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次のとおりです。

### (1) 事業実施期限

感染症の流行による千葉県に対する緊急事態宣言が解除された日又は市を含む区域に対する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の指定が解除された日で農林水産物の売上げが低迷したと市長が認める日から起算して18箇月を経過する日までの間に、農林漁業者が農林水産物の販売価格を直接決めることのできる農林水産物直売所の宣伝をするために開催するイベント及びキャンペーン事業

令和3年度の補助事業実施期限は、令和4年3月31日(木)までです。

### (2) 事業実施期間（一方だけの実施も可）

- イベントは、合計10日間以内（断続可）とします。
- キャンペーンは、合計30日間以内（断続可）とします。

### (3) 事業実施場所

農林水産物直売所が主催して行うイベント・キャンペーン事業であれば、実施場所は問いません。

## 3 補助額

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 補助対象回数 | 1 補助対象者につき 1 年度 1 回まで                       |
| (2) 補助額    | 24万円又は補助対象経費の3分の2の額のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て） |

## 4 補助対象者

以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 農林水産物直売所を運営している市民、代表者の住所が市内にある団体又は営業所等の所在地が市内である法人（農林水産物直売所が他の業務を行う施設と併設された建物の場合は、当該建物の管理者は同一の補助対象者とします。）

- (2) 農林水産物直売所は、市内に店舗があり、1週間のうちで5日以上営業を行い、販売員を有し、市内に住所を有する3者以上の農林漁業者の農林水産物を取り扱っていること
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 市又は市の外郭団体から同一事業について補助金又はこれに類する金銭の交付を受けていないこと
- (5) 補助対象事業終了日から起算して30日以内又は令和4年3月31日（木）のいずれか早い期日までに実績報告書を提出すること
- (6) 補助対象事業に係る支出証拠書類を整理し、補助金に係る会計年度が終了した日の翌日から3年間これらの書類を保管すること
- (7) 補助対象事業の進捗状況を管理し、補助金に係る会計年度終了後3年間「農林水産物利用促進事業状況報告書」を提出すること
- (8) 公職選挙法第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党その他の団体を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと

## 5 補助対象経費

1 消耗品費	イベント・キャンペーン事業に直接必要となるもの（マスク、消毒液などの汎用性の高いものを除きます。）
2 燃料費	イベント・キャンペーン事業で使用する自動車、器械類の燃料の購入に要する経費
3 広告宣伝費	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、Webサイトなどに広告する場合の経費 チラシの印刷・配布に要する経費
4 通信運搬費	郵便料、送料、荷造運搬料

5 役務費	外部人材に役務を提供してもらったときの謝金（事業費のおおむねを占めないこととします。）
6 委託費	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、Webサイトなどの広告制作委託費、販促動画制作委託費（事業費のおおむねを占めないこととします。）
7 使用料及び賃借料	自動車・器械類等の動産の借上料、会場借上料、マイク使用料及び有料道路通行料、駐車場使用料など
8 その他経費	市長が特に認める経費

【注意①】 人件費、食糧費、金券、商品の割引補填日、備品及び固定資産の購入に係る経費は、補助対象から除きます。

【注意②】 消費税は、補助対象経費から除外して申請してください。ただし、申請時に消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては消費税を含む額で申請し、実績報告時に消費税等仕入控除税額を減額して報告してください。

## 6 補助事業申請時の提出書類

- (1) 交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業実施計画書（別記第2号様式）
- (3) 住所及び市税等納付状況調査に関する同意書（別記第3号様式）
- (4) 団体の規約（写し） ※ 団体の場合のみ
- (5) 法人の所在地が確認できる書類（写し） ※ 法人の場合のみ
- (6) イベント・キャンペーンの収支予算書（任意様式）
- (7) 見積書（写し） ※ 委託費・使用料及び賃借料がある場合のみ

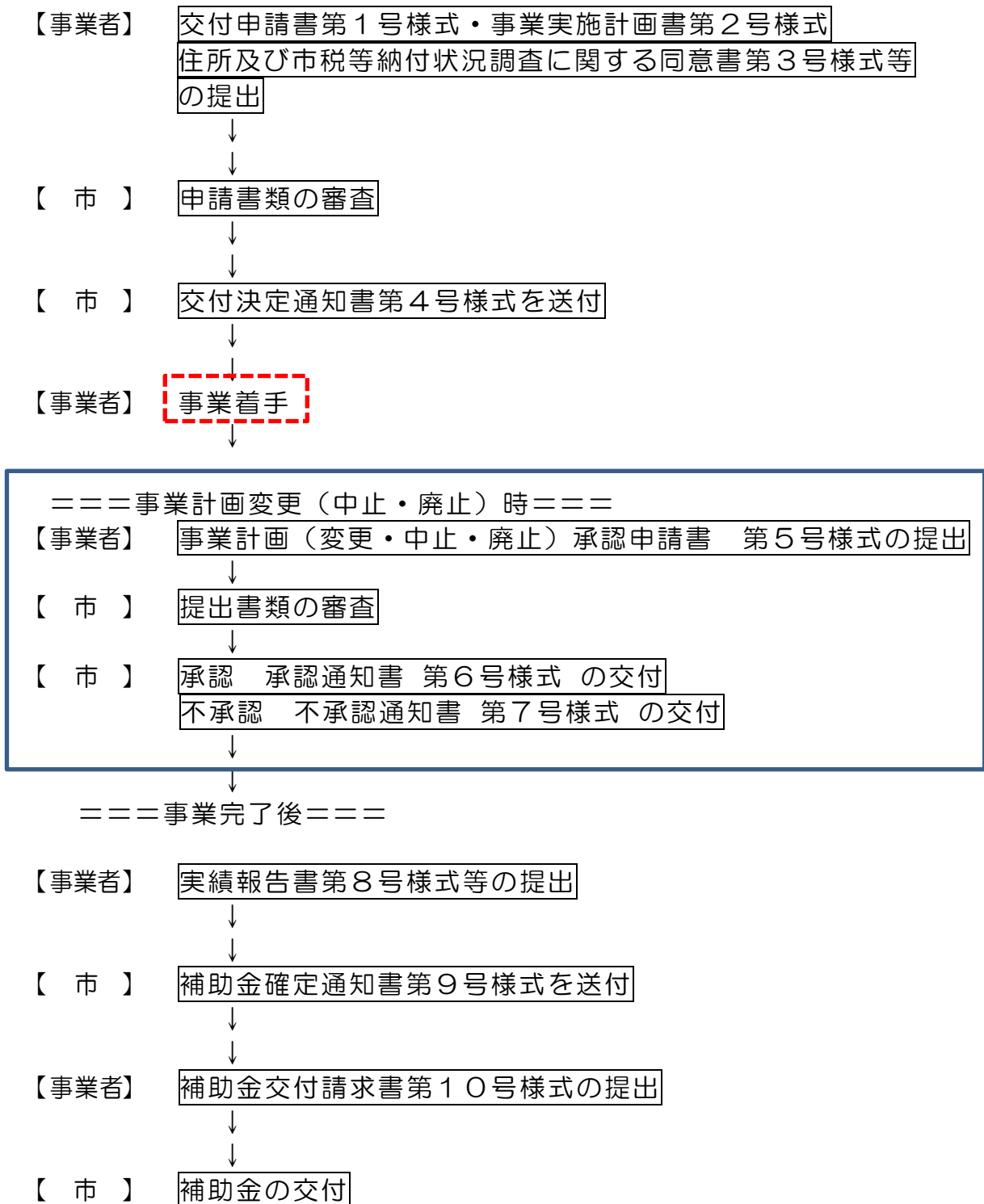
## 7 補助事業内容の変更・中止・廃止時の提出書類

事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（別記第5号様式）

## 8 補助事業終了時の提出書類

- (1) 実績報告書（別記第8号様式）
- (2) 領収書（写し）・経費の支払完了が確認できる書類（写し）
- (3) 写真・事業を実施したことが確認できる書類
- (4) イベント・キャンペーンの収支決算書（任意様式）
- (5) イベント・キャンペーンで販売した農林水産物の売上額が分かる書類（任意様式）

## 9 補助金交付までの流れ



別記第1号様式（第3条関係）

農林水産物利用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

南房総市長

宛

住所

団体等名

代表者名

電話番号 ( )

南房総市農林水産物利用促進事業を実施したいので、次のとおり南房総市農林水産物利用促進事業補助金の交付を申請します。

1 補助金の区分

・ 商品開発

・ 生産確立 既存栽培面積増加 ( 施設栽培 ・ 露地栽培 )

新規栽培 ( 施設栽培 ・ 露地栽培 )

・ イベント及びキャンペーン

2 事業実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 事業概要

4 補助金要望額 金 円

5 添付資料

(1) 事業実施計画書(別記第2号様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

事業実施計画書

1 補助金の区分

・商品開発

・生産確立 既存栽培面積増加 （ 施設栽培 ・ 露地栽培 ）  
新規栽培 （ 施設栽培 ・ 露地栽培 ）

・イベント及びキャンペーン

2 事業内容

注1 補助金の区分が商品開発のときは、連携する事業者の名称及び役割分担を明記すること。

注2 補助金の区分が生産確立のときは、栽培地番、面積、品目及び契約相手の名称を明記し、契約書の写しを添付すること。

3 事業スケジュール

4 期待できる具体的な効果や成果

5 経費の内訳

項目	金額	備考
	計	円

別記第3号様式（第3条関係）

住所及び市税等納付状況調査に関する同意書

年 月 日

南房総市長

宛

南房総市農林水産物利用促進事業補助金の交付決定に必要な限りにおいて、私（当社）の住所及び市税等の納付状況について調査することに同意します。

住所

団体等名

代表者名



第5号様式（第5条関係）

農林水産物利用促進事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

南房総市長

宛

住所

団体等名

代表者名

電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった南房総市農林水産物利用促進事業補助金の交付申請の内容について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

別紙のとおり

別紙

変更事業計画書

1 補助金の区分

・商品開発

・生産確立 既存栽培面積増加 ( 施設栽培 ・ 露地栽培 )

新規栽培 ( 施設栽培 ・ 露地栽培 )

・イベント及びキャンペーン

2 事業内容

変更前	変更後

3 経費の内訳

項目	金額	備考
	計	円

第8号様式（第6条関係）

農林水産物利用促進事業実績報告書

年 月 日

南房総市長

宛

住所

団体等名

代表者名

電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号により補助金の決定を受けました、南房総市農林水産物利用促進事業について、次のとおり報告します。

1 補助金の区分

・商品開発

・生産確立 既存栽培面積増加 ( 施設栽培 ・ 露地栽培 )

新規栽培 ( 施設栽培 ・ 露地栽培 )

・イベント及びキャンペーン

2 補助金交付決定額 金 円

3 事業成果報告書

別紙のとおり

4 添付資料

- (1) 領収書の写しその他経費を支払ったことを証する書類
- (2) 写真その他補助対象事業の概要を確認することができる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別紙

事業成果報告書

1 補助金の区分

・商品開発

・生産確立 既存栽培面積増加 ( 施設栽培 ・ 露地栽培 )

新規栽培 ( 施設栽培 ・ 露地栽培 )

・イベント及びキャンペーン

2 完了・未了の別 完了 ・ 未了

3 事業実施状況 (具体的に)

4 この事業を行った成果及び今後の計画

5 経費の内訳

項 目	金 額	備 考
	計	円

注 複数の補助金の区分を報告する場合は、区分ごとに作成すること。

別記第10号様式（第8条関係）

農林水産物利用促進事業補助金交付請求書

年 月 日

南房総市長

宛

住所

団体等名

代表者名

印

電話番号

( )

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった南房総市農林  
水産物利用促進事業補助金を次のとおり請求します。

記

金

円